# 小規模多機能型居宅介護事業

# 介護予防小規模多機能型居宅介護事業

# 【鶴来ふくまるハウス】

## 重　要　事　項　説　明　書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇


１．事業所経営法人 ……１
２．ご利用事業所 ……２
３．ユニット及び居室の概要 ……２
４．職員の配置状況 ……３
５．当事業所が提供するサービスと利用料金 ……４
６．事業所を退所していただく場合（契約の終了について） １１
７．身元引受人等について ……１３
８．ｶｽﾀﾏｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ（不当要求ﾊﾗｽﾒﾝﾄ）に対する方針 ……１３
９．苦情の受付について ……１４
１０．事故発生時の対応 ……１４
１１．非常災害対策 ……１４
１２．身体拘束の禁止 ……１５
１３．第三者評価の受審状況 ……１５
１４．運営推進会議の設置 ……１５


## １．事業所経営法人

（１）法　人　名　　社会福祉法人　福寿会
（２）法人所在地　　石川県白山市山島台４丁目 100 番地
（３）電 話 番 号　　（076）276―3545
（４）代表者氏名　　理事長　南　眞次
（５）設 立 年 月　　昭和 57 年 12月１５日

## 2．ご利用事業所

（1）事業所の種類　　小規模多機能型居宅介護事業

（2）事業所の目的　　要介護状態にある方に対し、利用者のその有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう適正な小規模多機能型居宅介護を提供することにより、要介護状態の維持・改善の目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（3）事業所の名称　小規模多機能型居宅介護鶴来ふくまるハウス

（4）事業所の所在地　石川県白山市鶴来本町４丁目リ 33 番地３

（5）電 話 番 号　（076）273―9800

（6）事業所長氏名　　中田　友馬

（7）事業所の方針　　利用者の意思及び人権を尊重した「通い」「訪問」「泊り」を組み合わせたサービス計画を作成し、そのサービス計画に基づき、契約者に対し、可能な限り住み慣れた地域で「その人らしい生活」ができるように専門性の高いサービスの提供をいたします。また、地域との交流、連携でのサービス提供地域との共生をはじめとする地域参加、地域貢献活動に努めていきます。

（8）開設年月日　　令和３年 10 月１日

（9）ご利用定員　　登録定員　26 名

通い 16 名（１日あたり）　泊り９名（１日あたり）

（介護予防小規模多機能型居宅介護事業の定員数も含みます。）

（10）サービス提供地域　一ノ宮地区、 鶴来地区、蔵山地区、林地区、舘畑地区

（11）営業日及び営業時間

| | | |
|---|---|---|
| 営業日 | 年中無休 | |
| 営業時間 | 通いサービス | 月曜～日曜　午前７時～午後７時 |
| | 訪問サービス | 随時　２４時間 |
| | 宿泊サービス | 月曜～日曜　午後７時～午前７時 |
| | 受付、相談 | 月曜～金曜　午前８時 30 分～午後５時 30 分<br>（その他随時） |

## 3．ユニット及び居室の概要

当事業所は、以下の居室・設備をご用意しています。

| 居室・設備の種類 | 室　数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| １ユニット | （個室）９室 | 短期入所用個室含む |
| 共同生活室 | １室 | ユニット毎 |
| 浴室 | ２室 | 個人浴槽１、特殊浴槽１ |
| 医務室 | １室 | 地域密着型特養と共有 |
| トイレ室 | ３室 | 多目的トイレ含む |

| | | |
|---|---|---|
| 地域交流ラウンジ | 1 室 | 地域密着型特養と共有 |

※事業所・設備の利用にあたっては、厚生労働省が定める基準によるもので、ご契約者に特別に費用を負担いただきません。

## 4．職員の配置状況

指定介護福祉事業所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

| 職　　種 | 人員 | | 常勤換算 | 指定基準 |
|---|---|---|---|---|
| | 常勤 | 非常勤 | | |
| 1　事業所長（管理者） | 1（兼務有） | | | 1（兼務可） |
| 2　介護支援専門員（計画作成担当者） | 1（兼務有） | | 1 | 1（兼務可） |
| 3　事務員 | 1（兼務有） | | | |
| 4　介護職員 | 6 名以上 | | 5 名以上 | |
| 5　看護職員 | 1（兼務有） | 1 名以上 | | 1（兼務可） |

**職種の勤務体系**（標準的な時間帯における最低配置人員）

| 職　　種 | 勤　務　体　制 | | |
|---|---|---|---|
| 1 事業所長兼<br>2 介護支援専門員 | 日勤番 | 8：30 ～ 17：30 | 1 名 |
| 3 事務員 | 日勤番 | 8：30 ～ 17：30 | 1 名 |
| 4 介護職員<br>5 看護職員 | 早　番<br>普通番<br>遅　番<br>夜間番 | 7：00 ～ 16：00<br>8：30 ～ 17：30<br>10：30 ～ 19：30<br>16：30 ～ 9：30 | 1 名<br>1 名以上<br>1 名<br>1 名 |

## 5．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

提供するサービスについて

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合　があります。

### （1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 6 条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割又は 8 割、7 割が介護保険から給付されます。

**＜サービスの概要＞**

下記のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかは、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

### （1）通いサービス

当事業所に通っていただき入浴、排泄、食事の介助その他の生活の全般にわたる援助を行います。

・入浴介助
　入浴の介助、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などします。

・排泄介助
排泄の介助、オムツ交換を行います。排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・食事介助
　食事の介助を行います。但し、食材料費は別途いただきます。

・機能訓練
利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復、又はその減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るため、介護職員とともに簡単な作業など日常訓練を実施します。

・健康チェック
健康状態を確認し、異常と思われれば協力病院に受診するなど必要な処置を行います。

・自立支援
出来る限り自分でできる事とは自分でしていただくか、介護従事者と一緒に物事をするようにします。

・送迎
送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行い、送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。

・生活相談
　日常生活の相談に応じます。

### （2）訪問サービス

利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。但し、通常の実施地域以外への訪問は原則として実施いたしません。

・入浴介助
　入浴の介助、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などします。

・排泄介助
排泄の介助、オムツ交換を行います。排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

・食事介助
　食事の介助を行います。

・体位変換
　体位の変換を行います。

・通院介助
　通院の介助を行います。

・調理
利用者の調理を行います。（ご家族様の分の調理はいたしません。）
・洗濯
利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族様の分の洗濯はいたしません。）
・掃除
利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除はいたしません。）
・買い物
利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を致します。（預金、貯金の引き出しや預け入れは、行いません。）
・自立支援
出来る限り自分でできることは自分でしていただくか、介護従事者と一緒に物事をするようにします。清潔で快適な生活が送られる様、適切な整容が行われる様に援助します。
・生活相談
日常生活の相談に応じます。

（3）宿泊サービス

・入浴介助
入浴の介助、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などします。
・排泄介助
排泄の介助、オムツ交換を行います。排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
・食事介助
食事の介助を行います。
・体位変換
体位の変換を行います。
・機能訓練
利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を回復し又は、その減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るため、介護職員とともに簡単な作業など日常訓練を実施します。
・健康チェック
健康状態を確認し、異常と思われれば協力病院に受診するなど必要な処置を行います。
・自立支援
出来る限り離床していただき、自分でできる事とは自分でしていただくか、介護従事者と一緒に物事をするようにします。生活のリズムを考え、毎朝の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送られる様、適切な整容が行われる様に援助します。

〈サービスの利用料金〉（契約書第７条参照）

料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

**１日当たりの利用料金[単位×10.00 円（地域区分:その他)]**

＜基本事業所サービス費１月あたり＞

| ご契約者の要介護度 | 介護給付単位 | サービス利用にかかる自己負担金 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １割負担の方 | ２割負担の方 | ３割負担の方 |
| 要支援１ | 3,450 単位/月 | 3,450 円 | 6,900 円 | 10,350 円 |
| 要支援２ | 6,972 単位/月 | 6,972 円 | 13,944 円 | 20,916 円 |
| 要介護１ | 10,458 単位/月 | 10,458 円 | 20,916 円 | 31,374 円 |
| 要介護２ | 15,370 単位/月 | 15,370 円 | 30,740 円 | 46,110 円 |
| 要介護３ | 22,359 単位/月 | 22,359 円 | 44,718 円 | 67,077 円 |
| 要介護４ | 24,677 単位/月 | 24,677 円 | 49,354 円 | 74,031 円 |
| 要介護５ | 27,209 単位/月 | 27,209 円 | 54,418 円 | 81,627 円 |

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護専門員が緊急に利用する事が必要と認めた場合、あらかじめ７日以内（家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定めて短期利用ができます。その場合の料金は以下の通りです。

＜短期利用１日あたり＞

| ご契約者の要介護度 | 介護給付単位 | サービス利用にかかる自己負担金 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １割負担の方 | ２割負担の方 | ３割負担の方 |
| 要支援１ | 424 単位/日 | 424 円 | 848 円 | 1,272 円 |
| 要支援２ | 531 単位/日 | 531 円 | 1,062 円 | 1,593 円 |
| 要介護１ | 572 単位/日 | 572 円 | 1,144 円 | 1,716 円 |
| 要介護２ | 640 単位/日 | 640 円 | 1,280 円 | 1,920 円 |
| 要介護３ | 709 単位/日 | 709 円 | 1,418 円 | 2,127 円 |
| 要介護４ | 777 単位/日 | 777 円 | 1,554 円 | 2,331 円 |
| 要介護５ | 843 単位/日 | 843 円 | 1,686 円 | 2,529 円 |

以下、網掛けは短期ご利用の場合

**ご利用時の説明**

月ごとの包括料金となっており、ご利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りの割引や増額は致しません。

月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

・登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問及び宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

・登録終了日：利用者と当事業所と利用契約を終了した日

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します　また上記基本事業所サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

**１日当たりの利用料金[単位×10.00 円（地域区分:その他)]**

| 加算名 | 介護給付単位数 | 自己負担額 | 自己負担額 | 自己負担額 | 加算要件 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | １割 | ２割 | ３割 | |
| 看護職員配置加算（Ⅰ）※介護予防の方の加算はありません。 | 900 単位/月 | 900 円 | 1,800 円 | 2,700 円 | 常勤専従の正看護師を１名以上配置している場合 但し、看護職員配置加算（Ⅱ）を適用する場合は除く |
| 看護職員配置加算（Ⅱ）※介護予防の方の加算はありません。 | 700 単位/月 | 700 円 | 1,400 円 | 2,100 円 | 常勤専従の准看護師を１名以上配置している場合 但し、看護職員配置加算（Ⅰ）を適用する場合は除く |
| 看取り連携体制加算（１日当たりの金額） | 64 単位/日 | 64 円 | 128 円 | 192 円 | 看護職員配置加算(Ⅰ)を算定している場合。看取り期における対応方針を定め、家族等に対して同意を得た場合。医師が回復の見込みがないと診断した方で、同意した場合 |
| 訪問体制強化加算 | 1,000 単位/月 | 1,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 | 常勤の訪問サービス従業者を２名以上配置している場合。延べ提供回数が１月あたり 200 回以上の場合 |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 800 単位/月 | 800 円 | 1,600 円 | 2,400 円 | 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護計画を見直している場合。日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合 |

| 加算名 | 介護給付<br>単位数 | 自己負担額<br>１割 | 自己負担額<br>２割 | 自己負担額<br>３割 | 加算要件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 初期加算<br>（１日当たりの金額） | 30<br>単位/日 | 30 円 | 60 円 | 90 円 | 新規利用登録した日から 30 日加算 |
| 認知症加算（Ⅲ）<br>※要介護の方のみ算定 | 760<br>単位/月 | 760 円 | 1,520 円 | 2,280 円 | 利用者の認知症日常生活自立度のランクがⅢ以上の場合 |
| 認知症加算（Ⅳ）<br>※要介護２の方のみ算定 | 460<br>単位/月 | 460 円 | 920 円 | 1,380 円 | 要介護２の利用者で、認知症日常生活自立度のランクがⅡの場合 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | 100<br>単位/月 | 100 円 | 200 円 | 300 円 | 訪問リハビリ事業所等の理学療法士等からの助言(アセスメント、カンファレンス)を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けたうえで、介護支援専門員が生活機能の向上を目的としたケアプランを作成(変更)した場合 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | 200<br>単位/月 | 200 円 | 400 円 | 600 円 | 訪問リハビリ事業所等の理学療法士等が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同して行い、介護支援専門員が生活機能の向上を目的としたケアプランを作成した場合 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 800<br>単位/月 | 800 円 | 1,600 円 | 2,400 円 | 若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合 |
| 栄養スクリーニング加算 | 20<br>単位/月 | 20 円 | 40 円 | 60 円 | 管理栄養士以外の介護専門員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合※６ヵ月に１回を限度 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ | 10<br>単位/月 | 10 円 | 20 円 | 30 円 | ICT 機器を導入し、介護現場の無駄を省くことで、職員が利用者様と向き合う時間を確保できる体制を評価する |

| 加算名 | 介護給付<br>単位数 | 自己負担額<br>１割 | 自己負担額<br>２割 | 自己負担額<br>３割 | 加算要件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 科学的介護推進体制加算 | 40<br>単位/月 | 40 円 | 80 円 | 120 円 | 全ての利用者の心身の基本的な情報や認知症の状態等を厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、フィードバックを行い、ＰＤＣＡによりケアの質を高めていく取組を行った場合 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 750<br>単位/月 | 750 円 | 1,500<br>円 | 2,250<br>円 | 介護職員介護福祉士の割合が 70%以上かつ、介護職員のうち勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が 25%以上。但し、サービス提供加算（Ⅱ）、（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 640<br>単位/月 | 640 円 | 1,280<br>円 | 1,920<br>円 | 介護職員介護福祉士の割合が 50%以上。但し、サービス提供加算（Ⅰ）、（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 350<br>単位/月 | 350 円 | 700 円 | 1,050<br>円 | 介護職員介護福祉士の割合が 40%以上で、常勤職員６０%以上。かつ、介護職員のうち勤続年数７年以上の介護福祉士の占める割合が 30%以上。但し、サービス提供加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の何れかを適用する場合を除く |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰロ） | 上記介護費及び加算の合計額の<br>18.6%（小数点以下四捨五入） | | | | 介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充当 |

（短期利用１日あたり）

| 加算 | 介護給付額 | 自己負担額<br>１割 | 自己負担額<br>２割 | 自己負担額<br>３割 | 加算要件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 認知行動・心理症状緊急対応加算 | 200<br>単位/日 | 200 円 | 400 円 | 600 円 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると診断したものに対し、利用開始した日から起算して７日間を限度として算定。 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）<br>（１日当たりの金額） | 250<br>単位/日 | 25 円 | 50 円 | 75 円 | 介護職員介護福祉士の割合が 70%以上かつ、介護職員のうち勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が 25%以上。但し、サービス提供加算（Ⅱ）、（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）<br>（１日当たりの金額） | 210<br>単位/日 | 21 円 | 42 円 | 63 円 | 介護職員介護福祉士の割合が 50%以上。但し、サービス提供加算（Ⅰ）、（Ⅲ）の何れかを適用する場合を除く |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）<br>（１日当たりの金額） | 120<br>単位/日 | 12 円 | 24 円 | 36 円 | 介護職員介護福祉士の割合が 40%以上で、常勤職員６０%以上。かつ、介護職員のうち勤続年数７年以上の介護福祉士の占める割合が 30%以上。但し、サービス提供加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の何れかを適用する場合を除く |

**（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第７条、第５条参照）**

**以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。**

**＜サービスの概要と利用料金＞**

① 食材料費(1 食あたり)

朝食　335 円　　昼食・おやつ　740 円　　夕食　570 円

② 滞在費(１泊あたり)　2,066 円

③日常生活上必要となる諸費用

- 小規模多機能型居宅介護サービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜を超えるものにかかる費用及び小規模多機能型居宅介護サービス提供と関係のない費用等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただく事が適当であるものに係る費用については実費を負担していただきます。
- 介護保険給付の支給限度額を超える小規模多機能型居宅介護サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担になります。利用料金の額は介護報酬の告示上の額と同額とします。

④通常の事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費・交通費

片道1kmを超える場合(燃料費相当)30円

- 通常の事業の実施地域以外のご利用者に提供する送迎サービスと訪問サービスにかかる交通費に要する費用。通常の事業実施以外でも、近隣地域においてはご相談に応じます。

## （3）利用料金の支払い方法（契約書第７条参照）

利用料金、諸費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。手数料を伴うものについては、契約者の負担とします。

（金融機関口座からの自動引落しは毎月 27 日が指定日になっております。
なお口座からの自動引落しの場合、手数料は事業所が負担します。）

（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- 事業所窓口での現金支払（平日８：３０～１７：３０）
- 指定口座への振り込み

北國銀行　松任支店
普通預金　（口座番号）77489
（口座名）　福）福寿会
鶴来ふくまるハウス

- 金融機関口座からの自動引落し

## （4）ご利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。

**①協力医療機関**

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 白山石川医療企業団　公立つるぎ病院 |
| 所在地 | 石川県白山市鶴来水戸町ノ１番地 |

| | |
|---|---|
| 診療科 | 内科、糖尿病・内分泌内科、消化器科、循環器内科、脂質代謝内科、腎臓内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、 |

**②協力医療機関**

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 医療法人社団　新村病院 |
| 所在地 | 石川県白山市月橋町 722 番地 12 |
| 診療科 | 外科、胃腸科、肛門科、整形外科、内科、循環器科、呼吸器科、リハビリテーション科、放射線科 |

**③協力歯科医療機関**

| | |
|---|---|
| 医療機関の名称 | 木戸歯科医院 |
| 所在地 | 石川県白山市鶴来本町３丁目ヲ 70 |

## ６．サービスを中止していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者にご利用中止をしていただくことになります。（契約書第２０条参照）

①事業者がやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
②事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
③当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
④ご契約者からご利用中止の申し出があった場合
⑤事業者からご利用中止の申し出を行った場合

### （１）ご契約者及び代理人からご利用中止の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 21 条及び第２２条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所のご利用中止を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、ご利用を中止することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご契約者が入院された場合
③ご契約者が介護保険事業所に入所された場合
④ご契約者がお亡くなりになった場合
⑤介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（事業対象外）と認定された場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施

設サービスを実施しない場合
⑦事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑧事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、身体的暴力や精神的暴力等のハラスメント行為並びにセクシャルハラスメント行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑨他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**（2）事業者からの申し出によりご利用中止していただく場合（契約解除）（契約書第２３条参照）**

以下の事項に該当する場合は、当事業所から退所していただくことがあります。

①ご契約者及び代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者及び代理人によるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
③ご契約者、代理人、家族及び関係者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、身体的暴力や精神的暴力等のハラスメント行為並びにセクシャルハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
④ご契約者が介護保険事業所に入所した場合
⑤ご契約者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

**（3）円滑なご利用中止のための援助（契約書第 24 条参照）**

ご契約者が当事業所のサービスを中止する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑なご利用中止のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

〇適切な病院もしくは診療所又は介護保険事業所等の紹介
〇居宅介護支援事業者の紹介
〇その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

契約終了後においても、いつでも相談を受け付けております。

〇相談窓口（担当者）[職名]　所長　中田　友馬

## 7．身元引受人等について

（1）当事業所のサービス契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

（2）身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

（3）身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ）利用契約が終了した後、当事業所に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

ロ）民法 458 条の２に定める連帯保証人

（4）前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ）連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。

ロ）連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ハ）連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

## 8．カスタマーハラスメント（不当要求ハラスメント）に対する方針

当施設では、職員が安全かつ安心して高品質な介護サービスを提供し、また他のご利用者が穏やかに生活できるよう、カスタマーハラスメント（著しい迷惑行為）に対する毅然とした対応方針を定めています。

【カスタマーハラスメントとなる行為の例】

ご契約者、代理人、ご家族及び関係者等による以下の行為は固くお断りいたします。

（1）身体的な攻撃：殴る、蹴る、胸ぐらを掴む、物を投げつけるなどの暴力行為。

（2）精神的な攻撃：大声を出す、威圧的な言動、罵声、人格を否定する暴言、脅迫的な発言。

（3）過剰・不当な要求：制度上不可能なサービスの要求、合理的な理由のない謝罪の強要、著しく長時間の拘束・電話、不当な金銭補償の請求。

（4）セクシャルハラスメント：わいせつな発言、不必要な身体的接触、盗撮・盗聴行為。

（5）SNS 等での誹謗中傷：職員や施設に対する事実無根の批判、プライバシー情報の無断投稿。

【違反時の対応について】

上記の行為が認められた場合、施設は以下の措置をとります。

- 行為の中止要請および厳重注意
- 敷地内からの退去を命じること、および面会・立ち入りの制限
- 警察への通報・相談、弁護士を通じた法的措置
- 重要事項説明書第６条および契約書第２３条に基づく「利用契約の即時解除（退所対応）」

## ９．苦情の受付について（契約書第 28 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口

（担当者）

［職名］　小規模多機能居宅介護鶴来ふくまるハウス
管　理　者　　中田　友馬

（責任者）

［職名］　小規模多機能居宅介護鶴来ふくまるハウス
施　設　長　　端　　久美

〇受付時間　　毎週月曜日～金曜日　８：30～17：30

また、苦情受付ボックスを設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

| | |
|---|---|
| 白山市役所<br>介護保険担当課 | 所在地　石川県白山市倉光２丁目１番地<br>電話番号　（076）274-9529<br>受付時間　8：30～17：15（月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く） |
| 石川県国民健康保険団体連合会 | 所在地　石川県金沢市幸町 12-1 幸町庁舎４F<br>電話番号　（076）231-1110<br>受付時間　9：00～17：00（月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く） |
| 石川県社会福祉協議会 | 所在地　石川県金沢市本多町３丁目１番 10 号<br>電話番号　（076）224-1212　8：30～17：15<br>受付時間　（月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く） |

## １０．緊急時及び事故発生時の対応（契約書第 15 条及び 17 条参照）

（１）事業所サービスの提供を行っているときに、契約者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

（２）事業所サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市役所、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（３）事業所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

## １１．非常災害対策

（１）災害時の対応

事業所サービスの提供中に災害が発生した場合、職員は「非常時対応マニュアル」に従い利用者の避難等適切な措置を講じます。

また、管理者は、日常的な具体的な対処方法、避難経路、協力機関や地域住民等との連携方法を確認し、災害時においては避難誘導の指揮をとります。

（２）防災設備

・スプリンクラー設備　・消火器設備　・自動火災報知設備
・非常放送設備　・誘導灯設備　・非常照明設備

（３）防災訓練

消火、通報、避難のための基本訓練　年２回以上

## １２．身体拘束の禁止

ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

## １３．第三者評価の受審状況

| | |
|---|---|
| 第三者評価の実施の有無 | 無し |
| 実施した直近の年月日 | 評価を受審する予定 |
| 評価機関の名称 | |
| 開示状況 | 受審後は、石川県のホームページにて公開予定<br>http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hyouka/hyouka.html |

## １４．運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容について評価、要望、助言を受けることや地域福祉拠点サービスの活用方法の意見交換などの為、下記の通り運営推進会議を設置します。

（運営推進会議）

構　成：御利用者、御利用者の御家族、地域住民の代表者、市役所職員、地域包括支援センター職員等

開　催：隔月で１回以上の開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録

令和　　年　　月　　日

小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護鶴来ふくまるハウス

説明者　職名　　所長

氏名　　中田　友馬

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護鶴来ふくまるハウスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）　住所

氏名

代理人　住所

氏名

# ＜重要事項説明書附属文書＞

## １．事業所の概要

（１）建物の構造　　木造平屋

（２）建物の延べ床面積　１３４３．１７㎡

（３）併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

［地域密着型特養］　令和３年１０月１日指定
石川県指定第１７　　定員 29 名

［短期入所生活介護］　令和３年１０月１日指定
石川県指定第１７７２２　　空床利用

［居宅介護支援事業］　平成 30 年５月１日指定
石川県指定第１７７２２００398

（４）事業所の周辺環境

旧鶴来町商店街に近く、また、鶴来中学校の前にあります。鶴来は、古来から「霊峰白山」への信仰が厚く、「加賀一ノ宮・白山比咩神社」や「金剣宮」などの門前町として繁栄した地域です。住み慣れた地域での暮らしの継続を実践していくにはとても良い環境となっています。

## ２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護支援専門員（計画作成担当者）…ご契約者に係るサービス計画（ケアプラン）を作成します。また、介護業務、相談も受け付けます。

看　護　職　員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

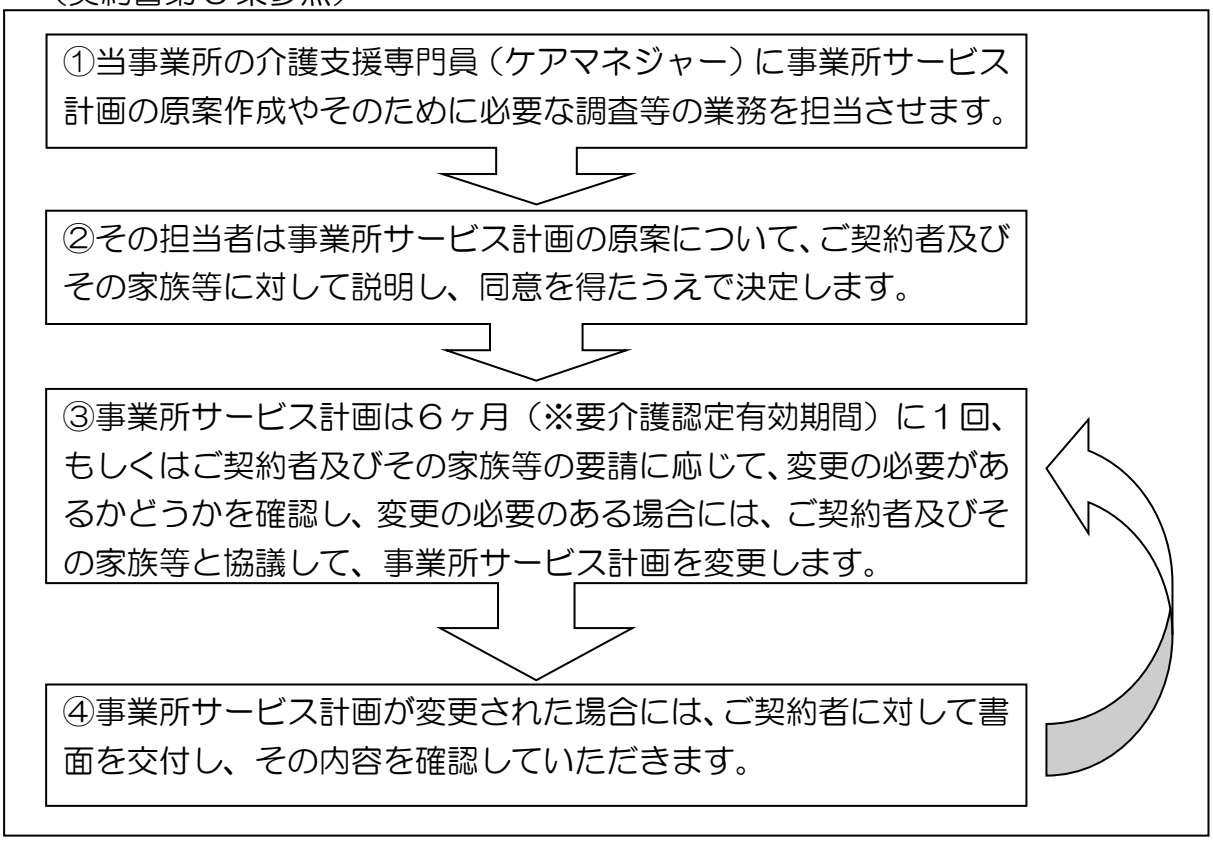
介　護　職　員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。また、訪問、通い、泊りも一緒に行います。
３名の利用者に対して１名以上の介護職員を配置しています。

## 3．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後に作成する「サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第５条参照）




## 4．サービス提供における事業者の義務（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## ５．事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、併設する入居施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### （１）持ち込みの制限

ご利用にあたり、事業所長が許可したもの以外は原則として持ち込むことができません。

### （２）面会

面会時間は　８時３０分～２１時００分
※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
※なお、来訪される場合、危険物の持ち込みはご遠慮ください。
※感染症等の理由により、面会についてはテレビ電話システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

### （３）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申出下さい。

### （４）事業所・設備の使用上の注意（契約書第１４条、第１７条参照）

〇居室及び共用事業所、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
〇故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
〇ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
〇当事業所の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### （５）喫煙

事業所内での喫煙はできません。

## ６．損害賠償について（契約書第１７条、第１８条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者

は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7．事故発生時の対応

〇当事業所は、ご利用者に対する指定介護老人福祉事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに白山市及び、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

〇当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。